

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2026年2月6日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

令和8年1月30日現在

目次（略）

第1章～第10章（略）

第11章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第29条 当社が提供する電話等サービスの料金は、料金表第1表（料金）に定める基本料金及び通話に関する料金とします。

2 当社が提供する電話等サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費及び設備費とします。

3 削除

4 削除

（注）本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する電話等サービスの態様に応じて、回線使用料、付加機能使用料（料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定する通話の付加サービスに関する料金を除きます。）、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、屋内配線使用料及び機器使用料を合算したものとします。

第11章 第2節～第15章（略）

別記1～13（略）

料金表 通則1～4（略）

令和8年3月1日現在

目次（略）

第1章～第10章（略）

第11章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第29条 当社が提供する電話等サービスの料金は、料金表第1表（料金）に定める基本料金及び通話に関する料金とします。

2 当社が提供する電話等サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費及び設備費とします。

3 削除

4 削除

（注）本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する電話等サービスの態様に応じて、回線使用料、付加機能使用料（料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定する通話の付加サービスに関する料金を除きます。）、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、屋内配線使用料及び機器使用料を合算したものとします。

第11章 第2節～第15章（略）

別記1～13（略）

料金表 通則1～4（略）

4の2 3の規定による基本料金の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（基本料金）2（料金額）の2-1-6（ユニバーサルサービス料）及び2-1-7（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

料金表 通則5～14 (略)

4の2 3の規定による基本料金の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（基本料金）2（料金額）の2-1-6（電話ユニアーサルサービス料）及び2-1-7（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

料金表 通則5～14 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 適用

区分	内容
(1) 削除	削除
(2) 削除	削除
(3) 削除	削除
(4) 削除	削除
(5) 削除	削除
(6) (略)	(略)
(7) (略)	(略)
(8) 削除	削除
(9) 削除	削除
(10) (略)	(略)
(11) 削除	削除
(12) <u>ユニバーサルサービス料</u> の適用	ア 2 (料金額) に規定する <u>ユニバーサルサービス料</u> は、次表の左欄に規定する付加機能又はサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号 1 番号ごとに適用します。ただし、他に請求する料金がなく、 <u>ユニバーサルサービス料</u> のみの請求となる場合には適用しません。
区分	電気通信番号
地域指定着信課金機能（フリー ダイヤル）に係る付加機能	着信課金番号
地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能	特定着信番号
契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービス）	電話番号

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 適用

区分	内容
(1) 削除	削除
(2) 削除	削除
(3) 削除	削除
(4) 削除	削除
(5) 削除	削除
(6) (略)	(略)
(7) (略)	(略)
(8) 削除	削除
(9) 削除	削除
(10) (略)	(略)
(11) 削除	削除
(12) <u>電話ユニバーサルサービス料</u> の適用	ア 2 (料金額) に規定する <u>電話ユニバーサルサービス料</u> は、次表の左欄に規定する付加機能又はサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号 1 番号ごとに適用します。ただし、他に請求する料金がなく、 <u>電話ユニバーサルサービス料</u> のみの請求となる場合には適用しません。
区分	電気通信番号
地域指定着信課金機能（フリー ダイヤル）に係る付加機能	着信課金番号
地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能	特定着信番号
契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービス）	電話番号

	プラン3に係るものに限ります。)			プラン3に係るものに限ります。)	
	イ 当社は、料金月の初日が基礎的電気通信役務支援機関が定める番号単価の適用期間の初日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。			イ 当社は、料金月の初日が基礎的電気通信役務支援機関が定める番号単価の適用期間の初日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。	
(13)削除	削除		(13)削除	削除	
(14) (略)	(略)		(14) (略)	(略)	

2 料金額	2 料金額
2-1 回線使用料（基本料）	2-1 回線使用料（基本料）
2-1-1 削除	2-1-1 削除
2-1-2 削除	2-1-2 削除
2-1-3 削除	2-1-3 削除
2-1-4 削除	2-1-4 削除
2-1-5 (略)	2-1-5 (略)
2-1-6 <u>ユニバーサルサービス料</u>	2-1-6 <u>電話ユニバーサルサービス料</u>
1 電気通信番号ごとに	1 電気通信番号ごとに
区分	料 金 額 (月額)
<u>ユニバーサルサービス料</u>	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに 総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、 ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。	備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、 ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。
2-1-7 (略)	2-1-7 (略)
2-2 (略)	2-2 (略)
第2 (略)	第2 (略)
第2表～第7表 (略)	第2表～第7表 (略)
	<u>附 則 (令和8年2月3日 C A S 1サ第000400010005-01号)</u>
	<u>この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。</u>